

石垣市自治基本条例(平成21年条例第23号)の新旧対照表 (案)

現行	(案)
(目的) 第1条 この条例は、石垣市における自治の基本理念と基本原則を明らかにし、市民の権利及び責務、事業者等の権利及び責務、市議会及び市長その他執行機関の責務並びに市政運営の原則を定めることにより相互に理解し合い、共に手を携えて豊かな地域社会を築くことを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、石垣市における自治の基本理念と基本原則を明らかにし、市民の権利及び責務、事業者等の権利及び責務、市議会及び市長その他執行機関の責務並びに市政運営の原則を定めることにより相互に理解し合い、共に手を携えて豊かな地域社会を築くことを目的とする。 <u>なお、この条例は理念を示すものであり、法的な権利又は義務を直接発生させるものではない。</u>
(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 <u>市内に住所を有する人</u> _をいう。 (2)～(7) (略) (地産地消の推進) 第31条 (略) 2 生産者は、農 <u>水産物</u> が市民の健康を支えるという自覚と責任を持って、安心安全な農 <u>水産物</u> を生産するよう努めるものとする。 3 市民は、地元の安心安全 <u>新鮮な農</u> <u>水産物</u> を積極的に利用するよう努めるものとする。	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 <u>市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人</u> をいう。 (2)～(7) (略) (地産地消の推進) 第31条 (略) 2 生産者は、農 <u>林</u> <u>水産物</u> が市民の健康を支えるという自覚と責任を持って、安心安全な農 <u>林</u> <u>水産物</u> を生産するよう努めるものとする。 3 市民は、地元の安心安全____な農 <u>林</u> <u>水産物</u> を積極的に利用するよう努めるものとする。